要求水準の概要 (案)

- 1. 要求水準の対象とする内容 運営権者(以下「SPC」という。)が運営等を行う対象を以下に示す。 ※今後、項目の追加・変更はありうる
- 1) 対象となる路線の運営等の内容
 - ① 維持(土木清掃、施設清掃、植栽管理、雪氷対策、土木点検、施設点検等)
 - ② 修繕(十木構造物、舗装路面、伸縮装置、鋼橋塗装、施設設備、建築施設等)
 - ③ 料金収受等(機械等保守整備、計数管理等)
 - ④ 交通管理(巡回、交通管制等)
- 2) 附帯事業(パーキングエリア等の駐車場、食堂、売店等)の運営等の内容
 - ①営業(食堂、売店サービス等)
 - ②維持修繕(施設清掃、施設点検、建物·施設修繕等)
 - ③情報提供(道路渋滞、交通規制等の情報提供)
- 2. 対象業務に対する要求水準の基本的な考え方

1)目標

- 公社が道路利用者に提供してきた道路のサービス水準(安全・円滑な交通等) をSPCが運営等する場合にも確保するとともに民間の創意工夫を活用した中で、 現在のサービス水準の向上を図るものとする。
- このために、必要となる仕様又は性能を示す要求水準書を作成して道路のサービス水準を確保していく。
- 2) コンセッション導入後の新たな管理方法及び管理体制の必要性
 - 従来、公社が直接実施してきた現場の状況把握、対応策の検討・実施、結果の確認などの一連の業務について、SPCが自己判断の下で実施することになり、公社では SPC からの事後報告等、間接的に状況を把握することになる。また、公社は、コンセッション導入により必要最小限の体制になる。
 - そこで、今まで委託業者を監督、検査して確保してきた道路のサービス水準以

上をコンセッション導入後も確保するための管理方法や管理体制を新たに定める必要がある。

3) 要求水準書の方針

現段階における要求水準書の方針を以下に示す。
※今後、項目の追加・変更はありうる

- (1) 現場のサービスレベルの確保
 - SPC 及び委託先企業に対して、年次、月次等の定期報告を求め、SPC が自ら各業務の履行状況を確認するというセルフモニタリングの実施を要求(その結果を公表することも含めて検討)
 - SPC からの報告書の机上検査と必要に応じた不定期の現場検査等、複数の手段 による公社のモニタリングを実施

(2) 実施体制の構築

- 公社からの業務上の指示を SPC の委託先企業へ確実に伝達するため、SPC 内に プロジェクトマネージャーの配置を要求 (人員、居場所)
- 交通管制や料金収受等に関する条件(保有資格、業務経験等)を明記
- (3) 計画的な業務の実施
 - 維持管理業務の実施において年間事業計画書を策定するとともに、橋梁等の定期点検や長寿命化対策を含む実施計画の作成による確実な維持管理・修繕の実施を要求
 - 橋梁点検業務等に関する条件(定期点検要領、資格制度による認証等)を明記

(4) ペナルティ制度等

- モニタリングの結果において、要求水準及び条件に適合しないと認める場合に は、業務内容に対する改善指示を行うことができる
- 改善指示によって、一定期間の間に是正が認められない場合に備えた契約条件 として、ペナルティ制度の導入を検討(違約金の徴収、実務者の変更、委託先 企業の変更要求等)
- (5) 要求水準書の改善(マネジメントサイクルの導入)
 - コンセッション事業の要求水準は、SPCの創意工夫を促すために、性能規定が望ましい。しかし、現在、性能規定による維持管理は試行的段階である。
 - 要求水準書は、現在の仕様規定(愛知県道路公社維持管理水準)を中心とした 管理水準を基本とし、今回の運営に適応するよう作成するとともに、SPC から 創意工夫や改善提案を受けて、性能規定の導入など、要求水準書を継続的に改 善するというマネジメントサイクルを導入

3. 民間提案による事業の要求水準

沿線開発など地域経済の活性化に資する事業につき、民間提案を求めるものとするが、これに係る要求水準については、民間提案も踏まえて別途定める。

4. その他

道路の新設・改築などに関する事業については、コンセッションとしてではなく、 別途の事業として実施することを想定しているが、当該事業に関しては、別途要求 水準を定めるほか、コンストラクションマネジメント方式の導入などについても検 討する。